

## 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定について

2025年 4月1日  
日本高周波鋼業(株)

少子化問題への対応として、次代を担う子供が健やかに生まれ育成される環境を整備するために「次世代育成支援対策推進法(次世代法)」では国、地方公共団体、事業主それぞれの果たすべき役割等が定められています。

これに基づき、当社は2025年4月から2027年3月までの2年間で「第7次行動計画」として、下記の通り策定いたします。

### 行動計画

仕事と家庭生活の両立を図ることのできる働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮すると同時に、会社としても企業市民としての役割を果たしていくことを目的として、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日から2027年3月31日までの2年間

2. 取組内容

目標1 男性社員の育児に関する休業等取得率を100%にする。

<対策>

- Eラーニング、マニュアル等を通じて育児休業制度など両立支援に関する制度の周知を図り、理解を深める。
- カウンセリングサービスの周知を行い、身近で気軽な相談窓口としての役割を促進させる。
- 育児休業制度の充実を検討する。

目標2 社員の平均有給取得日数を18日以上にする。

<対策>

- 社員の有給休暇取得実績を定期的に把握、上司に報告し、取得を促す。
- 有給取得日数の増加方法に関して労使で検討する。

目標3 社員の平均所定外労働時間を15時間/月以下にする。

- <対策>
- ・在宅勤務制度やフレックスタイム制度の利用促進と見直しを図る。  
具体的にはコアレスフレックスタイム制度の導入の検討を行う。
  - ・月間労働時間を把握、上司に報告し、適正な労働時間に努める。

以上